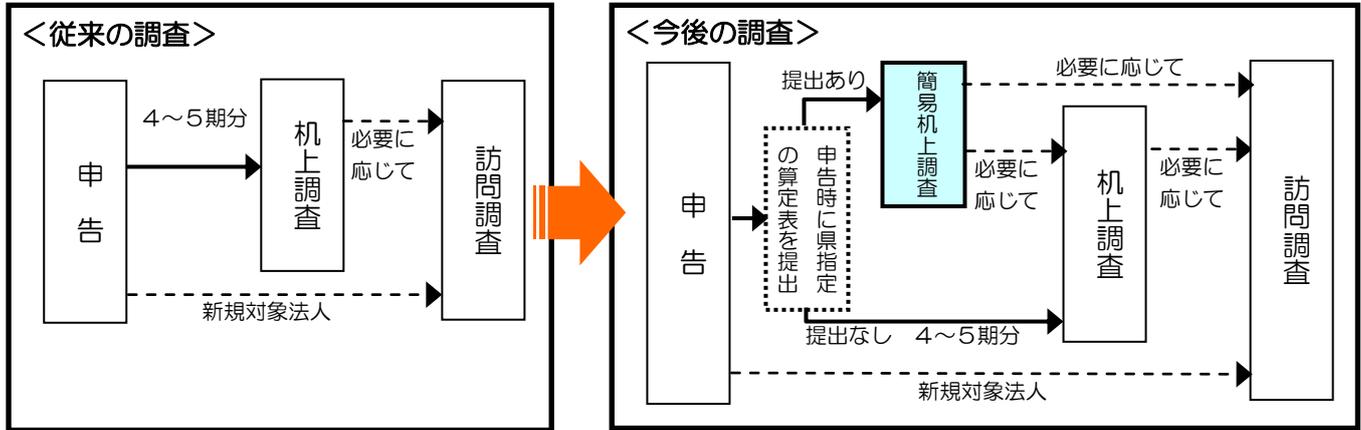


## 外形標準課税にかかる課税標準額算定にあたってのお願い

外形標準課税対象法人の法人事業税額につきましては、申告額に誤りがないか定期的に調査を行っておりますが、対象法人におかれましては多大なご負担をお掛けしているところです。**つきましては、調査にかかる負担の軽減のため、申告書提出の際に、従来からお示ししております、課税標準額を算出するための県指定の算定表（報酬給与額等に係る課税標準額の算定表）にて算定・提出いただいた法人に対しましては、従来の机上調査に代えて、「簡易机上調査」による調査とさせていただきますのでご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。**



### ◎申告時の簡易机上調査について

申告の際に、以下、記載の「今後、申告書の提出の際に同封をお願いしたい書類」をご提出いただいた場合は、原則として簡易机上調査を行います。**簡易机上調査にて誤り等が見受けられない場合には、従来より4～5期分まとめて行ってきた机上調査を省略させていただきます。**ただし、提出された算定資料等が十分でない場合、不明な点が多い場合には関係書類の依頼や調査を別途実施させていただきますので予めご了承ください。

※県指定の算定表以外の任意様式では、申告時に簡易机上調査を行うことは難しいため、従来どおりの方法（賃金集計表、各種台帳、各種契約書・請求書の写しを提出）で机上調査を行います。

### ◎今後、申告書の提出の際に同封をお願いしたい書類

- ・報酬給与額等に係る課税標準額の算定表（県指定の算定表）
  - ・税務署へ提出予定の国税（法人税）申告書別表4（写し可）
  - ・税務署へ提出予定の国税（法人税）申告書別表5（写し可）
  - ・当該期における決算書（PL、BS、雑益等の明細書）
  - ・チェックリスト（別添。提出を推奨）
- }（申告書一式でも可）

### ◎審査のポイント

申告額と決算額、法人税別表4税務調整、過去の指摘内容が改善されているかなどの確認を中心に行います。

### ◎県指定の算定表について

付加価値割等の算定資料については、法人独自の様式で作成されているケースが多いかと思われませんが、今後は、別添の県指定の算定表への移行を実施していただけますようご協力をお願い致します。この様式は県のホームページからExcelファイルがダウンロード出来ます。検索サイトにて「山梨県 法人事業税」で検索してください。

### ◎申告する上での注意点

誤りの多い点や要確認項目について別添のとおり、算定表掲載の手引き、記載例、外形標準課税に係る申告時のチェックリストを作成しておりますのでご活用ください。

お問い合わせ先 山梨県総合県税事務所 事業税課法人担当

TEL : 055-261-9116 FAX : 055-261-9127